

保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

【補助事業への応募に関すること】

Q 1 補助事業への応募期限は？

A 1 令和 8 年 9 月 30 日までに交付申請書を提出してください。

提出する書類は、補助事業の決定のため必要となりますので、期限内の提出をお願いします。

また、交付申請の前に事業計画承認申請書を提出いただき、承認を受けていただく必要があります。

事業実施計画承認申請は令和 8 年 8 月 14 日を目途に提出してください。

なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

【補助対象者に関すること】

Q 2 本社が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 2 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所が県内にあれば補助対象者となります。

Q 3 指導監査において是正改善の指示を繰り返し受けていない施設とはどのような施設か？

A 3 直近 2 回の以下の指導監査において、同一内容の文書指導及び口頭指導を 2 回以上連続して受けていない施設

- ・認可保育所、保育所型認定こども園：児童福祉法第 46 条に基づく調査
- ・幼保連携型認定こども園：認定こども園法第 19 条第 1 項に基づく調査
- ・幼稚園型認定こども園：学校法人補助金等現地調査実施要領に基づく調査
- ・地域型保育事業所：児童福祉法第 34 条の 17 に基づく調査
- ・地方裁量型認定こども園、認可外保育施設、企業主導型保育事業所：児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく調査

Q 4 事業所が店舗と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？

A 4 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

(例：個人事業主で、「1 階が店舗、2 階が住居」と明確に区分できる場合は、1 階部分を補助対象として申請することができます。)

【補助対象事業に関すること】

Q 5 補助対象となる省エネ設備は？

A 5 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

- ① 空調（冷暖房）設備（業務用エアコン等）（既存設備の更新に限る）
- ② 換気設備（全熱交換器）（既存設備の更新に限る）
- ③ LED照明設備（人感センサー付きを含む）（既存設備を新たにLED照明設備へ交換する場合に限る）
- ④ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）（既存設備の更新に限る）
- ⑤ エネルギー管理設備（EMS、凍結防止ヒータ用節電器）（新たに導入する場合に限る）
- ⑥ EV用充電器
- ⑦ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器（ガス・石油）、高性能ボイラ）（既存設備の更新に限る）
- ⑧ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）（既存設備の更新に限る）
- ⑧ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）（既存設備の更新に限る）
- ⑨ 窓建物付属設備
 - ・Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス（木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む）（既存設備の更新に限る）
 - ・風除室、カーポート（新たに導入する場合に限る）
 - ・エントランスドア

ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は（エネルギーコスト削減促進事業）補助金交付要綱別表2を確認してください。

Q 6 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A 6 補助率は下記のとおりです。

・基本コース

補助対象経費の額に関わらず補助率2／3以内（千円未満切捨て）

下限額50万円、上限額500万円

・促進コース

補助対象経費の額に関わらず補助率2／3以内（千円未満切捨て）

下限額なし、上限額1500万円

Q 7 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A 7 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

（例①）太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合：15×4＝60万円

（例②）太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合：5×4＝20万円

Q 8 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か？

A 8 可能です。

ただし、基本コースは補助下限額50万円及び補助上限額500万円、促進コースは補助下限額なし及び補助上限額1500万円は変わりません。

また、申請は同一事業所で1回限りです。

Q 9 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 9 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。ただし、交付要綱第7条第2項の認定を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書を提出してください。

Q 10 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 10 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

Q 11 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 11 設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、原則として、事業の完了は令和9年1月8日までになるよう計画してください。

Q 12 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 12 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。また、長野県が行う信州省エネ家電購入応援キャンペーンとの併用もできません。

Q 13 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 13 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 14 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 14 新築又は増築する事業所や施設に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 事業所や施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握することができる場合（事業活動温暖化対策計画又はエネルギーコスト削減等計画書を提出できる場合）に限り、補助対象となります。

この場合、実施計画書へ保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金設備設置承諾書（様式 1－4 号）を添付してください。

Q 1 7 事業所に併設する倉庫や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A 1 7 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対象となります。

Q 1 8 同一敷地内に建物が 2 棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか？

A 1 8 電気の引き込みが同一である敷地の場合増設とみなすため、補助対象となりません。

【事業活動温暖化対策計画書等に関すること】

Q 1 9 事業活動温暖化対策計画書について教えてください。

A 1 9 事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、事業所から排出される CO₂を「見える化」し、策定した計画に基づき削減を目指す制度です。制度の概要や提出様式につきましては県の HP をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

また、ヘルプデスクを設置していますので、不明点がありましたらお問い合わせください。

対応窓口：ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

連絡先：026-262-1793 又は 026-262-1794

メー ル：naganoco2@chugai-tec.co.jp

Q 2 0 何故、令和 9 年度にも事業活動温暖化対策計画書を提出しなければならないのか？

A 2 0 事業活動等によって排出される CO₂を一定期間「見える化」することにより、今回の設備更新等に伴いどの程度の CO₂が削減されるかを把握していただき、引き続き計画的に CO₂排出量の削減に取り組んでいただくためです。

なお、長野県地球温暖化対策条例に基づき、令和 9 年度に計画書をご提出された

事業者は令和9年度から令和11年度までの実施状況について報告書をご提出いただきます。

Q 2 1 事業活動温暖化対策計画書の作成に当たり、事業活動等で使っているエネルギーが把握できない場合はどうすればいいか。

A 2 1 基本的には電気代やガス代などの光熱費の請求書や領収書に記載された使用量を記載していただければ、計画書を作成することができます。ただし、事業所の光熱費が住居と一緒にになっている等、事業で使った分を切り分けて算出できない場合は、ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 2 2 事業活動温暖化対策計画書や実施状況等報告書の様式は、どこで入手できますか？

A 2 2 制度の概要や提出様式につきましては、県のHPをご確認ください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>)

【事務手続に関すること】

Q 2 3 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 2 3 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 2 4 設備の更新等に際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める手続により難しい場合はどうすればいいか。

A 2 4 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数（2者以上）の事業者から見積書を徴取してください。

Q 2 5 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 2 5 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。